

産業廃棄物処分業許可証

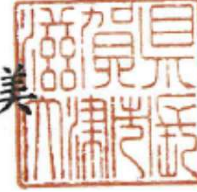
住所 滋賀県大津市和邇中322番地の3



氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 有限会社丸西建設
代表取締役 中小路進一

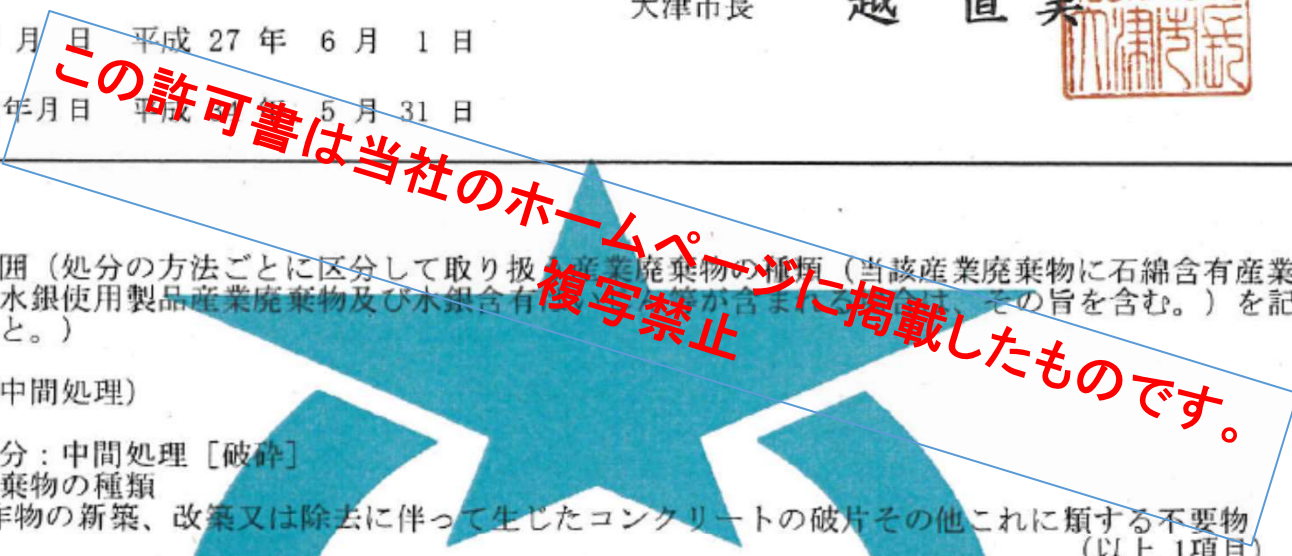
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

大津市長 越 直 美



許可の年月日 平成 27 年 6 月 1 日

許可の有効年月日 平成 27 年 5 月 31 日



1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

処分業(中間処理)

事業の区分: 中間処理 [破碎]

産業廃棄物の種類
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (以上 1項目)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

破碎施設

施設設置場所: 滋賀県大津市和邇中字口射矢坪666番1、666番3
設置年月日: 平成7年2月25日
処理能力: 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 560t/日
許可年月日: 平成13年2月1日
許可番号: 平成12年11月29日政令第493号による産業廃棄物(がれき類)破碎施設

3. 許可の条件

「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 21 年 8 月 24 日 更新許可
平成 26 年 8 月 24 日 更新許可
平成 27 年 6 月 1 日 更新許可(優良認定)
平成 30 年 11 月 5 日 氏名の変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無